

交通事故傷害保険の改定内容について（2007年8月）

1. ケガの補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
普通保険約款	全てのお客様	代理請求人制度	新設 ケガの補償に関し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるべき被保険者の代理人（後見人など）がいらっしゃらないときは、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求できるようになりました。	
		支払責任の範囲	縮小	細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
			明確化	保険金をお支払いする運行中の交通乗用具に「搭乗中」のケガについて、交通乗用具の正規の搭乗装置・その装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中のケガであることを明確化しました。また、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合は保険金をお支払いできないことを明確化しました。
		交通乗用具の範囲	明確化	交通乗用具の範囲には、歩行補助車（シニアカーなど、原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限りません。）を含み、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）は除外されることを明確化しました。
保険金をお支払いできない事由	明確化		自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。	
			酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。	
			頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。	

（注）網がけ部分の改定内容については、現行商品と比べ、補償範囲が縮小になります。